

広島市選挙管理委員会告示第7号
令和7年10月22日

広島市議会議員及び広島市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
規程の一部を改正する規程を次のように定めます。

広島市選挙管理委員会
委員長 二 國 則 昭

広島市議会議員及び広島市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する規程の一部を改正する規程

広島市議会議員及び広島市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
規程（平成5年広島市選挙管理委員会告示第21号）の一部を次のように改正
する。

別記第5号様式その1備考4中「7円73銭」を「8円38銭」に
「386,500円+5円18銭」を「419,000円+5円62銭」に改
め、同様式その2備考4中「586,905円+28円35銭」を
「609,690円+30円73銭」に、「316,250円+541円31銭」
を「316,250円+586円88銭」に改める。

別記6号様式その2（別紙）備考1中「7円73銭」を「8円38銭」に、
「386,500円+5円18銭」を「419,000円+5円62銭」に改
め、同様式その3（別紙）備考2中「586,905円+28円35銭」を
「609,690円+30円73銭」に、「316,250円+541円31銭」
を「316,250円+586円88銭」に改める。

附 則

- 1 この規程は、告示の日から施行する。
- 2 この規程は、この規程の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用
する。